

■【トピックス】

瓦礫処理？



このところ被災地の瓦礫処理の問題が大きく取り上げられています。被災地の復興のためには早期の処理が望まれますね。

その反面、瓦礫の放射性物質拡散の問題もあります。政府は強引に広域処理を進めるようです。

しかし、被災地から遠く離れた地域で処理する必要があるのでしょうか？効率的な処理を考えた場合、遠方に輸送するより東日本で処理する方がいいのではないのでしょうか？利権を感じますね。

■【ビジネス・アイ】

もう一つの増税

社長 「国会は消費税増税の議論ばかりだね。消費税が上がると当社のビジネスにも大きな影響が出そうだよ」

花野 「そうですね。御社の場合、増税分を消費者に全額転嫁することが難しいですからね」

社長 「そうなんだよ。支払う消費税は増えても顧客から預かる消費税は増えないからね。企業努力していないといけないね」

花野 「消費税といえば、平成 23 年度税制改正で仕入税額控除制度のいわゆる95%ルールが見直されました。これは実質的な増税です」

社長 「それはどういう改正なの？」

花野 「売上高に占める消費税の対象となる課税売上高割合が95%以上の場合には、仕入れで支払った消費税を全額控除できる制度が改正になったのです。4月1日からは、この制度は課税売上高が5億円以下の事業者にしかな適用されなくなりました」

社長 「そうすると、どうなるの？」

花野 「これまで控除できていた仕入れに係る消費税の一部が控除できなくなります。その結果、売上高が大きければ大きいだけ、これまでより余分に消費税を納めることになります」

社長 「それは大変なことだね。さっそく試算してどれだけ増えるか計算することにするよ。資金繰りにも影響するね」

花野 「売上5億円以上は早めの対応が必要ですね」

■【今月のキーワード】

95%ルール

消費税は、前段階税額控除方式という計算方法を採用しています。そのため、課税売上に係る消費税から控除される課税仕入れ等に係る消費税は、原則として課税売上に対応する課税仕入れを控除することになります。

しかし、このように計算することは事務負担が重たくなります。そこで、課税売上割合が95%以上の場合には、課税仕入れに係る消費税を全額控除することができます。ただし、4月1日からは課税売上が5億円以下の事業者には適用が限られます。

■【今月の1冊】

『なでしこ力（ぢから）』

佐々木 則夫 著

講談社 ¥1200

3.11後に落ち込んだこの国を勇気づけてくれたのが、昨年7月にワールドカップで優勝した女子サッカーの「なでしこジャパン」でした。

この本は、なでしこの監督が昨年の1月に出版した本です。その時にすでに世界一になることを宣言しています。まだ誰も注目していない時に、どうすれば世界一になれるか、その方法を明らかにしています。経営者にお勧めです！



■【編集後記】

厳しかった冬も終わり、今年もようやく暖かくなってきましたね。暖かくなるのはいいですが、花粉も飛び始めました。花粉症の身には辛いものがあります。今年は少なそうですが、しばらくは花粉との戦いが続きますね。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 61（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2012.4.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>